

## ○熊本県警察の術科技能検定に関する訓令

平成5年4月26日

本部訓令甲第7号

### 【概 要】

本訓令は、警察官の逮捕術、拳銃操法及び救急法の技能検定の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 技能検定の実施者等
- 技能検定の実施
- 合格者の通知等
- 他の機関の職員の検定
- 他の機関が行った技能検定の効力

等である。